

兵庫県公報

令和5年7月21日 金曜日 第432号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 保安林の指定予定（治山課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	5
公 告	
○ 入札公告（管財課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	7

告 示

兵庫県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

揖保上土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	南 村 紀 光	たつの市揖保町揖保上170番地
同	嶋 津 和 良	同 市揖保町揖保上136番地
同	島 津 信 廣	同 市揖保町揖保上177番地
同	揖 澤 智	同 市揖保町揖保上174番地
同	嶋 津 義 昭	同 市揖保町揖保上199番地
同	柴 原 辰 秀	同 市揖保町揖保中95番地 1
同	柴 原 昌 典	同 市揖保町揖保中88番地
同	青 木 敏 彦	同 市揖保町揖保中228番地 1
同	辻 昌 之	同 市揖保町揖保中71番地 1
同	福 崎 裕 延	同 市揖保町揖保上341番地 1
同	出 田 信 孝	同 市揖保町今市288番地
同	出 田 誠	同 市揖保町今市439番地
同	出 田 忠 康	同 市揖保町今市295番地
同	出 田 昭 仁	同 市揖保町今市312番地
同	出 田 整	同 市揖保町今市315番地
監 事	黒 田 博 之	同 市揖保町揖保上132番地
同	前 田 学	同 市揖保町揖保上342番地 1
同	出 田 啓 之	同 市揖保町今市268番地 1

就任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

同

同

氏名

南村紀光

島津信廣

嶋津義昭

黒田繁樹

嶋津伸幸

南村光彦

前田学

柴原昌典

青木敏彦

辻本順

土井博行

出田信孝

出田整

出田忠康

出田茂典

出田昭仁

前田正則

出田正博

揖澤智

柴原辰秀

柴原孝紀

出田啓之

住所

たつの市揖保町揖保上170番地

同 市揖保町揖保上177番地

同 市揖保町揖保上199番地

同 市揖保町揖保上72番地3

同 市揖保町揖保上287番地

同 市揖保町揖保上168番地

同 市揖保町揖保上342番地1

同 市揖保町揖保中88番地

同 市揖保町揖保中228番地1

同 市揖保町揖保中87番地1

同 市揖保町揖保中96番地1

同 市揖保町今市288番地

同 市揖保町今市315番地

同 市揖保町今市295番地

同 市揖保町今市321番地2

同 市揖保町今市312番地

同 市揖保町今市423番地

同 市揖保町今市202番地5

同 市揖保町揖保上174番地

同 市揖保町揖保中95番地1

同 市揖保町揖保中153番地1

同 市揖保町今市268番地1

兵庫県告示第773号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市西戸田土地改良区	令和5年5月24日

兵庫県告示第774号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
明石堀割土地改良区	令和5年4月14日

兵庫県告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県東播土地改良区	令和5年5月16日



兵庫県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
甲山土地改良区	令和5年5月18日



兵庫県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和5年7月6日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地中間管理機構関連農地整備事業	北淡路2期地区	令和5年7月21日から 同年8月9日まで	淡路市役所



兵庫県告示第778号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市宮井字大谷859、859の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第779号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市江野字条谷425、425の1から425の3まで、425の7、425の8、425の10から425の12まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第780号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市江野字辨財天1787の1、1787の2、1787の4、1787の10、1787の14から1787の18まで、1787の20、1787の21、1787の23、1787の24、1787の26、字山寺1914、1914の4から1914の9まで、1914の11
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第781号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年7月21日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年7月21日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 山田日高線	美方郡香美町村岡区山田字上中1569番1から	旧	6.0から 12.0まで	94.0	
	同郡同町村岡区山田字岩詰り1566番1まで	新	8.0から 95.0まで	94.0	



兵庫県告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年7月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和5年7月21日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇篠山線	丹波篠山市味間奥字石原ノ坪1332番3から 同市味間南字北山3番10まで	旧	5.0から 18.0まで	1,168.0	予定地
		新	9.0から 23.0まで	1,109.0	

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年7月21日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 入札に付する事項

- (1) 内容
令和5年度公用自転車の賠償責任保険に関する協定
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
令和5年10月1日（日）から令和6年10月1日（火）まで
- (4) 履行場所
兵庫県が指定する場所
- (5) 入札方法
上記(1)の件名について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額をもって落札価格とする。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加者資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。
- (4) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、損害保険事業の免許を受けている者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課
電話（078）341-7711（内線2654）
- (2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和5年7月21日（金）から同年8月8日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和5年8月17日（木）午前10時30分 兵庫県庁1号館2階会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年8月16日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の納入を求める場合がある。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入を求める場合がある。
ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
 - イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - エ 再度入札に参加できる者は、次の者であること。
初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

仕様書で示した業務内容を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市北濱町北脇字大年325番2、325番2地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市飾磨区野田町153番地
ヴェル・ハウジング株式会社 代表取締役 横山英人
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年6月2日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-13-2号（4高砂）